

👋 暴追やまぐち

vol.63

主な内容

- ◆年頭所感(山口県暴力追放運動推進センター 会長)
- ◆年頭のご挨拶(山口県警察本部長)
- ◆県内の暴力団情勢
- ◆第31回山口県暴力追放県民大会の開催
- ◆地域・職域における暴力排除活動
- ◆暴力団に対する対応要領
- ◆不当要求防止責任者講習



迎春

山口県岩国市 国指定の名勝錦帯橋と岩国城

暴力団追放 「三ない運動+1」の推進

- 暴力団を「**利用しない**」
- 暴力団に「**金を出さない**」
- 暴力団を「**恐れない**」
- 暴力団と「**交際しない**」



暴力団の存在しない明るく住みよい山口県の実現



年 頭 所 感



(公財) 山口県暴力追放運動推進センター
会 長 光 井 一 彦

新年明けましておめでとうございます。

県民の皆様には、ご家族共々希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中は、当センターが取り組んでおります暴力団排除事業各般にわたり、深いご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

特に、賛助会員の皆様には、長引くコロナ禍の厳しい経済情勢の中、変わらぬご支援をいただきましたことに重ねてお礼申し上げます。

当センターは、平成4年5月の設立以来、民間における暴排活動の中核を担い、広報啓発活動、不当要求防止責任者講習、暴力相談等の活動を積極的に取り組んでまいりました。

また、行政をはじめ、関係機関・団体の熱心な取り組みにより、地域や職域で幅広く暴排意識が浸透する等、暴排活動を着実に前進させておられ、心強く感じております。

さて、最近の暴力団情勢につきましては、全国

的にも県内においても、暴力団勢力が年々減少し続けており、また、昨年県内において、暴力団による抗争事件等の凶悪事件も発生しておらず、表面的には平穏に推移しているかのように見えます。

しかし、実態としては、県内には一定数の暴力団組織が存在し、組織を維持するための資金源調達活動を巧妙化させる等、依然として県民生活に脅威を与え続けております。

暴力団の存在しない明るく住みよい地域社会を実現するためには、警察の取り締りと相まって、行政や地域・職域で暴排意識を拡充して活発な暴排活動を展開することが極めて重要であります。

とりわけ大切なことは、暴力団を排除しようという県民一人ひとりの毅然とした態度と、社会全体の「暴力団は許さない」という決意と行動であります。

当センターでは、本年も、暴排関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、積極的な暴力追放運動を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続きあたたかいご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

年 頭 の ご 挨 拶



山口県警察本部長
阿 久 津 正 好

明けましておめでとうございます。

皆様には、平素から警察行政の各般にわたり、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢は、皆様の暴力団排除活動への取組みのおかげで、減少傾向にあります。依然として、七代目合田一家を始め、複数の暴力団組織が存在し、違法な資金獲得活動を行っています。

また、近年では、SNSなどによって繋がった犯罪グループが台頭してきており、特殊詐欺事件や強盗事件等を敢行するなど、県民の日常生活に大きな不安と脅威を与えています。

そして、このような犯罪グループの背景に、暴力団の存在が窺われるところであります。

県警察としましては、暴力団を始めとした犯罪グループの取締りを徹底するとともに、暴力追放運動推進センターと緊密な連携のもと、暴力団排除に取り組む方々に最大限の支援をして参りますので、今後とも、より一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご多幸を心より祈念しまして、年頭のご挨拶といたします。

県内の暴力団 情勢

山口県警察本部 刑事部組織犯罪対策課

【暴力団の勢力】

県内では、令和5年11月末現在、七代目合田一家や神戸山口組、六代目山口組、五代目工藤會の4団体20組織、約130人の暴力団構成員等を把握しています。

昨今、暴力団勢力は減少傾向にありますが、依然としてみかじめ料の徴収、賭博、薬物の密売等違法な資金獲得活動を行っており、警察では関係情報の収集に努めています。

また、近年、暴力団のようなピラミッド型の形態を持たない犯罪グループが、特殊詐欺や強盗等事件を敢行しており、その背景には、暴力団の存在が窺われるところであり、このような犯罪グループ壊滅に向けた取締りの強化、有力情報の収集にも努めています。

【取締り等の状況】

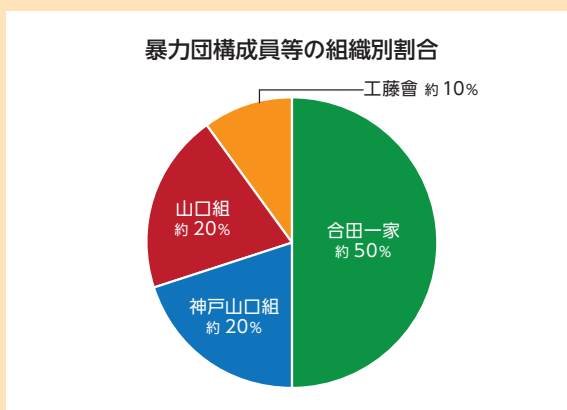
令和5年中、山口県警察では現住建造物等放火事件や恐喝、詐欺、傷害事件などで、暴力団構成員等45人(11月末現在)を検挙しています。

また、七代目合田一家傘下組織の組長が「われ、水曜に金ができてなかったら、仕事できんようにしたぞ」「わりゃ、殺すからの」「絶対にミミ揃えて持ってこい」などと不当贈与要求行為を行ったとして、中止命令を1件発出しています。

【暴力団排除活動の推進】

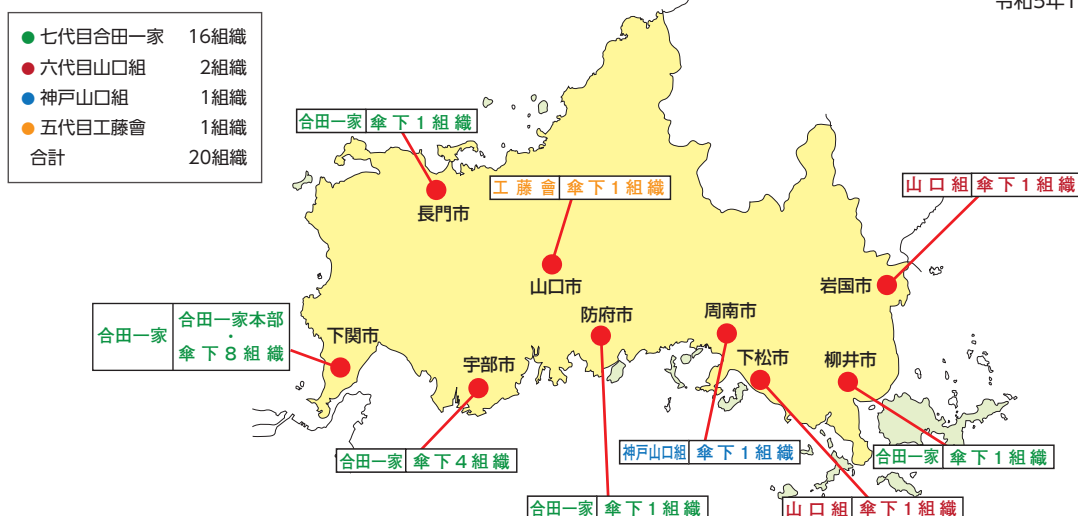
暴力団対策については、警察の取締りに加え、社会全体が連携して、県民生活や経済活動の場から暴力団を排除することで暴力団に流れる資金を遮断し、組織の維持そのものを困難にさせていくことが重要でです。

県警察では、各種業界と暴力団との関係遮断に必要な暴力団情報の提供等に取り組んでいるほか、暴力追放運動推進センター、弁護士会、行政機関、各種団体等との連携を強化し、県民や事業者による暴力団排除活動に向けた取組を支援しています。



山口県内暴力団分布図

令和5年11月末現在



第31回山口県暴力追放県民大会の開催

令和5年10月25日(水)、「サンビームやない」において、県東部を中心に約300人の皆様方の参加を得て、「第31回山口県暴力追放県民大会」が開催されました。



大会会場風景



光井暴追センター会長



阿久津警察本部長



平屋山口県副知事



井原柳井市長

第1部

I 感謝状・表彰状の贈呈

中国ブロック暴力追放功勞表彰状

小郡萩道路改良工事労働
安全災害防止及び暴力追放協議会 様
岩国地区料飲業組合防犯連合会 様



暴力追放功勞感謝状

- ・柳井地区公共料金等暴力対策協議会 様
- ・柳井地区金融防犯協働会 様
- ・山口県建設業協会大島支部 様
- ・柳井土木建設業協同組合 様



暴力追放功勞表彰状

- ・西京銀行 様
- ・沖本弁護士 様



II 基調報告 「山口県の暴力団情勢」



中島刑事部長

III 大会宣言



柳井青年会議所 藤麻理事長様

大会宣言

社会から暴力団を根絶し、安心・安全で住みよい山口県を実現することは、県民すべての願いである。

しかしながら、暴力団は、県民の日常生活や経済取引に深く介入し、違法、不当な利益獲得を図り、さらには、凶悪な犯罪や薬物犯罪を引き起こし、依然として平穏な県民生活に大きな不安と脅威を与えている。

われわれ山口県民は、このような現状に強い憤りを覚えるとともに、法を無視し、社会秩序を破壊する暴力団の存在を断じて許すことはできない。

今こそ、県民の総力を結集し、県内のあらゆるところから暴力団を排除しなければならない。

本日の大会にあたり、県民一人一人が新たな決意をもって、

- ◎ 暴力団を利用しない
- ◎ 暴力団を恐れない
- ◎ 暴力団に金を出さない
- ◎ 暴力団と交際しない

の「暴力団追放三不運動プラスワン」を実践し、「暴力団の存在しない、安心・安全で住みよい山口県」の実現に邁進することをここに宣言する。

令和5年10月25日
第31回山口県暴力団追放県民大会
参加者一同

第2部

特別講演「反社会的勢力への対応」



山口県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター委員
杉村弁護士様

第3部

アトラクション



山口県警察音楽隊演奏

地域・職域における暴力排除活動

責任者講習会等の開催

令和5年中、各種業等を対象とする不当要求防止責任者講習や各事業所等を対象とした暴排講習会を新型コロナウイルス感染症対策に配慮した上で合計42回開催し、暴力団等反社会的勢力による不当要求への対応要領、暴排条項等を活用した関係遮断等についての講習を実施しました。



少年への暴力団からの影響を排除する活動

少年への暴力団からの影響を排除する活動の一環として、県警本部少年課の薬物乱用教室の機会に併せて、中学・高校において、暴力団等への加入防止についての教室を実施しました。



地域における暴力追放運動協議会の開催

各地区において、暴力追放運動協議会が開催され、令和4年度事業報告、令和4年度収支決算及び監査報告、令和5年度事業計画(案)、令和5年度収支予算(案)、役職員の改選について承認されました。



地域における暴排活動

各地区暴力追放運動協議会等を主体とした暴排活動が推進されたほか、7月7日には下関市彦島地区において暴力追放住民集会在地域住民主権により実施されました。



暴力団に対する対応要領

■ 平素の準備

トップの危機管理

「不当要求には毅然として対応する」という方針を確立する。



体制作り

あらかじめ対応マニュアルを作成し、対応責任者を指定する。



暴力団排除条項の導入

契約等の際、暴力団等反社会的勢力を排除するための契約解除条項等を導入する。



警察・暴追センター等との連携

平素から警察や暴力追放運動推進センター等と連携し、連絡体制を構築する。



■ 有事（不当要求を受けたとき）の対応

1. 来訪者のチェックと確認

受付員は、来訪者の氏名、用件等を確認し、対応責任者に連絡する。



2. 相手・用件の確認

対応者は、再度、相手の氏名、用件等を実際に確認する。



3. 対応場所の選定

対応場所は、有事の際、応援を求められることができる場所を選定する。相手方事務所には絶対に赴かない。



4. 対応の人数

常に相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5. 対応時間

最初に対応時間を明確に示し、時間は可能な限り短くする。



6. 言動に注意する

相手方は、失言等をとらえて追求してくるので、不用意な言動はしない。



7. 書類等は作成しない

相手方から、念書等を要求されても、絶対に応じない。



8. トップには対応させない

最終決定権のある会社のトップ等には対応させない。



9. 約束はしない

不当要求に対しては、安易な回答や約束はしない。



10. 湯茶等の接待はしない

相手方に対しては、湯茶等の接待はしない。



11. 対応内容の記録

対応内容は、メモや録音により記録する。



12. 機を失せず警察に通報

違法行為に対しては、機を失せず警察に通報する。



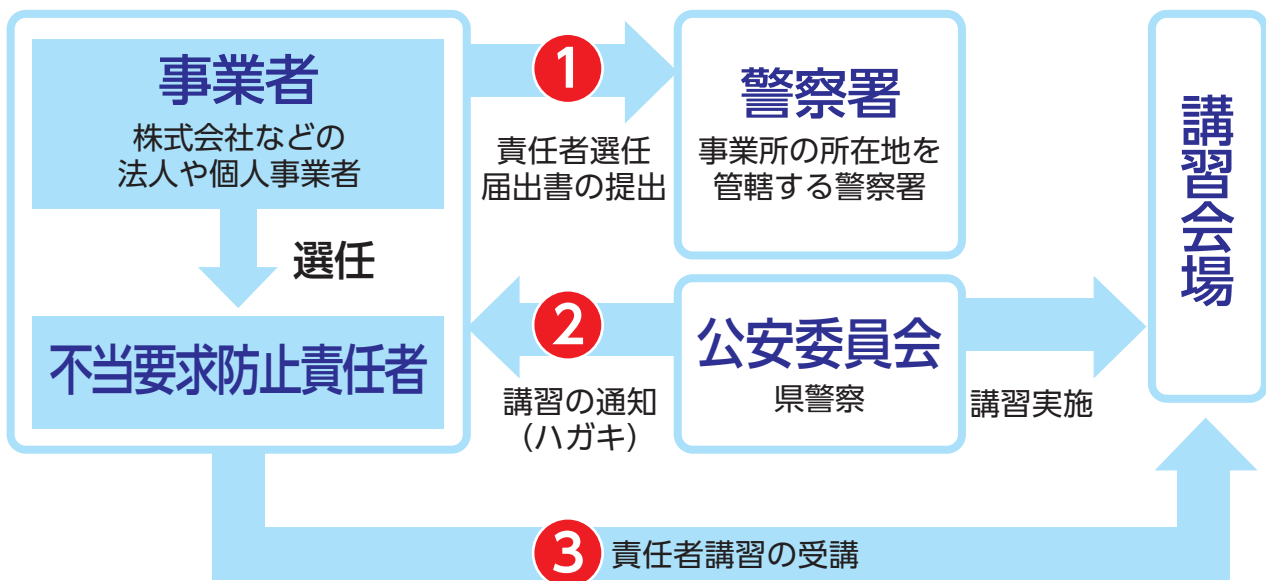
不当要求防止責任者講習

暴力団等から不当な要求を受けた時、どのように対応すべきか、講習により具体的な要領をマスターしておくで安心です。

無料



責任者講習の流れ



不当要求防止責任者を選任して警察署へ届出をしましょう。暴力団対策法はあなたの味方です。

賛助会員を募集しています。

入会の手続

入会をご希望の方は、暴追センターまでご連絡下さい。「入会申込書」を送付します。

賛助会費に対する優遇税制

暴追センターは、公益財団法人ですから、賛助会費は法人税法・所得税法上の優遇措置を受けられます。

年会費

法人・団体
一口（3万円）以上
個人
一口（1万円）以上

賛助会員の特典

- 「賛助会員之証」を提供
- 「暴排ステッカー」を提供
- 機関誌等の暴排資料を提供



暴力追放相談電話

暴力団に関する相談に、迷わず、恐れず、気軽にご利用ください。

- 暴力団が絡んでいるトラブルは、個人や一事業所では決して解決できません。
- 一刻も早い相談こそが、早期解決の決め手です。
- 「こんなことで」と思わず、気軽に相談をして下さい。

秘密厳守・無料相談

(公財) 山口県暴力追放運動推進センター

電話 083(923)8930

ヤクザゼロ